

## TRD ヴィッツチャレンジ公示

### ニュースタイル ワンメイクラリー / TRD ヴィッツチャレンジ

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則、本シリーズ規則、各大会の特別規則に従って開催される。

## TRD ヴィッツチャレンジ共通規定

### 第1条 競技会の名称・開催日及びその地域

#### ニュースタイル ワンメイクラリー / 2011 TRD ヴィッツチャレンジ

ラウンド	日程	場所	距離
Round. 2 in 高山	6月19日(日)	岐阜県内	約150km
(5/15からの延期) Round. 1 in 蓼科	7月17日(日)	長野県内	約150km
Round. 3 in 長野	8月7日(日)	長野県内	約150km
Round. 4 in 富山	9月18日(日)	富山県内	約150km
Round. 5 in 新城	10月23日(日)	愛知県内	約150km

※Round. 1は5月15日より7月17日へ延期変更となっております。

### 第2条 競技種目・格式

トヨタ ヴィッツ(NCP91とSCP10)及びトヨタ車によるラリー競技(タイムトライアルを含む)準国内格式

### 第3条 オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
Round. 1	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7	井上 憲一
Round. 2	松本カースポーツクラブ(M.C.S.C)	長野県松本市里山辺3701	平林 武
Round. 3	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7	井上 憲一
Round. 4	エースナビゲーター&ドライバース(AND)	富山県南砺市梅ヶ島250	野村 公成
Round. 5	モンテカルロオートスポーツクラブ(MASC)	愛知愛知郡長久手町岩作琵琶ヶ池20-1	勝田 照夫

### 第4条 参加台数

最大60台とする。 ※参加台数を超えた場合は、申込順を考慮して選考を行う。

### 第5条 競技スケジュール

それぞれ1DAYとし、詳細は特別規則書に明記する。

### 第6条 大会役員

各大会特別規則書に明記

### 第7条 競技役員

各大会特別規則書に明記

### 第8条 公式通知

本規則書及び各大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって指示される。

### 第9条 参加申し込み及び参加料

#### ●参加申込期間

下記期間とし、必着とする。

Round. 2	5月10日(火)	～	6月9日(木)
Round. 1	6月7日(火)	～	7月7日(木)
Round. 3	6月28日(火)	～	7月28日(木)
Round. 4	8月9日(火)	～	9月8日(木)
Round. 5	9月13日(火)	～	10月13日(木)

#### ●参加費

各Round. 共、下記表とおりとする。(参加者分昼食付き、施設入場料・有料道路通行料等は含まれない。)

	ラリー保険加入済の方	ラリー保険未加入の方
クラス1、2	36,750円(本体価格35,000円 消費税1,750円)	50,000円 ※保険料込み(本体価格47,620円 消費税2,380円)
クラス3、4	36,750円(本体価格35,000円 消費税1,750円)	48,300円 ※保険料込み(本体価格46,000円 消費税2,300円)
クラス5	28,350円(本体価格27,000円 消費税1,350円)	54,600円 (★キャッツシュバックについては下記参照) ※保険料込み(本体価格52,000円 消費税2,600円)
クラス6、7	36,750円(本体価格35,000円 消費税1,750円)	50,000円 ※保険料込み(本体価格47,620円 消費税2,380円)

※ラリー競技においては、競技特約の自動車保険が必須となりますので、ラリー保険の未加入車両での参加はできません。ラリー保険未加入の方は、競技当日のみ有効なラリー保険が含まれている、『ラリー保険未加入の方』の参加費にてお申し込み下さい。ここでいうラリー保険とは、JMRC関東などで加盟できる『スポーツ安全保険』は含まれない。

## ●参加申し込み先及び方法

各参加者は、参加希望Round. の特別規則書と参加申込書類を下記事務局に請求し、必要事項を記入し、下記事務局まで上記期間内に現金書留にて申し込むこと。(特別規則書・参加申込書は公式HPからダウンロードも可能です。)

※クラス5への参加の場合、参加申込時に学生証のコピーを添付し所属クラブ名欄に学校名(クラブ名)を明記して申し込むこと。(別紙にて事務局へシリーズ参戦の事前申請をすることが望ましい。)

<申込書請求先・申込先> 『TRDヴィッツチャレンジ』事務局(株式会社プロクルーズ内)  
〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7  
TEL:0493-61-1185 FAX:0493-61-1186  
URL: <http://trdvitzchallenge.jp/>

## ●保険の加入

当ラリーに有効な任意保険の加入を義務付ける。

(加入済の方は参加申し込みの際に保険証書または、領収証のコピーを同封のこと)尚、ラリーに有効な任意保険に未加入の参加者は、参加申込書に記載されている保険加入申込書に必要事項を記入し車検証のコピーを同封の上、当該参加費を添えて参加申し込みをすること。※JMRC関連で行われている『スポーツ安全保険』はラリー保険に含まれません。

## ★キャッシュバック

クラス5(学校対抗クラス)については、ラリー保険未加入の参加者に限りシリーズ全5戦中4戦以上参加した場合、8000円×参加戦数を最終戦にてキャッシュバックする。

但し、上限5台までとし、希望校はその旨をシリーズ開始前にTVC事務局へ申告する事とする。

申請の期間は、2011年4月1日～同年6月末日の間とし、その書式は問わないが、該当する車両のナンバーを明記すること。

シリーズ中やむをえず車両が変更となる場合、その旨TVC事務局へ申告しなければならない。

## 第10条 参加資格

1. 2011年JAF国内競技運転者許可証B以上の所持者であること。

2. 下記のクラスを設定する。

3. T.V.C事務局により特別に認められた場合は、下記の限りでは無い。

この場合は、当該年度初参加申込時に参加実績とともにその旨を文章でT.V.C事務局に申請すること。(前年度の参加が、3戦以下の場合はその前年度実績を加えたものとする。)

- 1) クラス1:ヴィッツ1500cc(NCP91)限定/オープンクラス
- 2) クラス2:ヴィッツ1500cc(NCP91)限定/チャレンジクラス
- 3) クラス3:ヴィッツ1000cc(SCP10)限定/オープンクラス
- 4) クラス4:ヴィッツ1000cc(SCP10)限定/チャレンジクラス
- 5) クラス5:ヴィッツ1000cc(SCP10)限定/学校対抗クラス
- 6) クラス6:トヨタ車限定1600ccを含み1600ccまでのクラス
- 7) クラス7:トヨタ車限定1601cc以上のクラス

※注:クラス6&7では、ターボチャージャー搭載車及びスーパーチャージャー搭載車は車検証記載の排気量に、ガソリンエンジンでは係数1.7、ディーゼルエンジンでは係数1.5を乗じた排気量とする。

## ●参加制限

下記に該当するものは、2011年度クラス2もしくは、クラス4への参加が認められない。

①2010年度ヴィッツチャレンジ クラス1&3において各戦3位以内、シリーズ表彰者

②2010年度ヴィッツチャレンジ クラス2&4においてシリーズ優勝者(2011年度の規定とする。)

③過去5年間のSS設定がなされたJAF公認ラリー(ヴィッツチャレンジを除く)で、3位以内入賞経験者

④過去に出場した、ラリーを除くJAF公認競技会(地方選手権格式以上)で、3位以内入賞経験者

※前年度のヴィッツチャレンジ クラス1及びクラス3において、6位以内入賞実績のないものは本人の希望によりクラス2&4への参加を認める。この場合は、当該年度初参加時に参加実績とともにその旨を文書でT.V.Cに申請すること。(前年度の参加が3戦以下の場合はその前年度実績を加えたものとする。)

⑤いずれのクラスにおいて、ドライバー、コ・ドライバーの実績が異なる場合は、その参加ドライバーに該当する参加クラスとし、ドライバーの交代はこの場合のみ認めない。

下記に該当するもの以外は、2011年度クラス5への参加が認められない。

①クラス1&3の出場資格に該当せず、かつ参加クルーが2名とも学生(大学生・専門学校生)であること。

## 第11条 参加受理

大会事務局において正式受理を決定し、参加者に参加受理書で通知する。(開催日の約6日前に発送)

1. 正式受理した参加者には、次の場合を除いて参加費を返還しない。

・オーガナイザーが参加拒否したとき

・本競技会が天変地異など不可抗力によって中止となった時(この場合事務局手数料として1,000円を差し引いて返金する。)

2. オーガナイザーは、理由を明示すること無く参加を拒否することができる。

3. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。

4. 正式受理後のドライバー、コ・ドライバーの変更は認められない。但し、コ・ドライバーについては、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員が認めた場合はこの限りではない。

5. 車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

**第12条 参加車両**

クラス1～5までの参加車両は当該年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両のトヨタ Vitzで以下の条件を満たすこと。  
また、クラス6 & 7の参加車両は当該年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両もしくは、2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両でトヨタ車限定とする。

- クラス1、クラス2:1500ccRS、車両型式:DBA-NCP91-AHXVK(CVT)またはNCP91-AHMKV(5MT)  
特別仕様車トヨタ Vitz RS TRD Racing NCP91-VPMKMV  
トヨタ Vitz“TRD SPORT M” NCP91-VWMJXV(CVT)  
NCP91-VWMJMV(5MT)

注:トヨタ Vitz“TRD SPORT M”で参加する場合は、エキゾーストマニホールドを純正にもどすこと。

- クラス3、クラス4、クラス5:車両型式:SCP10、3ドア、ムーンルーフなし。
- クラス6、クラス7:トヨタ車限定

また、全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態でなければならない。乗車定員は5名または2名とし、競技中においても乗車定員分の座席を有すること。一般公道で有効な任意保険に加入していなければならない。

**第13条 車両規定****第13条-1 クラス1、2(NCP91)車両規定****1. 定義**

**指定部品**—T.V.C.で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

**認定部品**—T.V.C.で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。(ロールケージを除く)

※T.V.C.で認められた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

**2. 安全規定****2-1 ロールケージ**

下記①または②のどちらかを装着すること。

- ①: T.V.C.認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS TRD Racing装着品)

品番:66510-NP900(ロールケージセット)

注1:上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。そのため、クラス1、5(JN1、5)のラリーに参加可能です。

注2:①のロールケージ装着車を2名乗車に変更することは認められない。

- ②:JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ車両)に合致したもの。(2名乗車仕様)

注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更手続きを行うこと。

なお、①②ともに乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

**2-2 安全ベルト**

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

**2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ**

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

**2-4 消火装置**

消火装置の装着が義務づけられる。JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

**2-5 その他の安全装備**

下記の搭載備品が義務づけられる。

三角反射表示板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A4サイズボード各2枚

**2-6 障害者用操作装置**

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健全者は使用しないこと。

**3. 改造規定**

参加車両は、JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RF車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(1500ccRS用のみ)を使用することは許される(T.V.C.で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にするには許される。ただし、ダイヤグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

### 3. 1 エンジンおよび補機

#### 3. 1-1 エンジン本体

国内で販売されているNCP91用純正部品に限り使用が許される。純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工は許されない。  
(注意: ネットカップ ヴィッツレースに使用しているトヨタ Vitz RS TRD Racingの車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、ヴィッツチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。ただし解除した場合は、レースへの参加が認められません。新たに封印済みエンジンの購入が必要です。)

#### 3. 1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 3. 1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 3. 1-4 エンジンマウント

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番: 12305-NP900(エンジンマウントRH)

品番: 12372-NP900(エンジンマウントLH)

品番: 12363-NP900(エンジンマウントRR)

#### 3. 1-5 ラジエーターファン

変更および取り外しは許されない。

#### 3. 1-6 ラジエーター

変更および取り付け位置の変更は許されない。キャップ圧力の変更に限り許される。

#### 3. 1-7 ラジエーター配管

リザーバータンクの変更は許されない。ラジエーターホース類の変更、水温の計測を目的とした温度センサー取り付けのための追加加工は許される。

#### 3. 1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 3. 1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

#### 3. 1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

#### 3. 1-12 オイルパン

油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための追加加工は許される。

#### 3. 1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B24L」(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

#### 3. 1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-15 E.C.U.

追加及び加工・変更等の改造は許されない。

#### 3. 1-16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

#### 3. 1-17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-18 吸気・排気マニホールド

修正加工は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことは許されない。

#### 3. 1-19 エアクリナー

エレメントに限り、T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番: MS155-00004(17801-NP900)(スポーツエアフィルター)

エアクリナーケース、配管の変更および改造は許されない。

### 3. 1-20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りT.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS153-52001(17400-NP900)(ハイレスポンスマフラーVer. S)

品番:MS153-52003(17400-NP910)(ハイレスポンスマフラーVer. R)

### 3. 1-21 排出ガス

暖機運転後アイドルリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

### 3. 2 シャシー

#### 3. 2-1 全長および全幅

変更は許されない。

#### 3. 2-2 ブッシュ類

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:48609-NP900(フロントアッパーサポート)

品番:48755-NP100(リアアッパーサポート)

品番:48752-NP900(リヤサスペンションサポートストッパー)

品番:48654-NP900(フロントロワーアームブッシュ)

品番:48726-NP900(リヤサスペンションアームシートインナー)

品番:48726-NP910(リヤサスペンションアームシートアウトター)

#### 3. 2-3 スプリング

T.V.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:48131-NP920(フロントコイルスプリング)

品番:48231-NP930(リヤコイルスプリング)

#### 3. 2-4 クラッチ

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-AE100(クラッチカバー)

品番:31250-AE963(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-NP900(スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番:31482-NP900(ダイレクトクラッチライン)

#### 3. 2-5 トランスアクスル

変速比(ファイナルギヤを含み)を含み一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 2-6 ディファレンシャル

L.S.D.のボルトオンでの取り付けに限り許される。

#### 3. 2-7 制動装置

ボルトオンにて装着が可能なパッドおよびホースに限り変更が許される。それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

#### 3. 2-8 操作装置

ペダルパッドの変更および装着することは許される。

#### 3. 2-9 ショックアブソーバー

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:48510-NP920(フロントショックアブソーバーRH)

品番:48520-NP920(フロントショックアブソーバーLH)

品番:48530-NP920(リヤショックアブソーバー)

#### 3. 2-10 フロントスタビライザー

変更は許されない。

#### 3. 2-11 リヤスタビライザー

変更は許されない。

#### 3. 2-12 アッパータワーバー

装着は許されない。

#### 3. 2-13 ロワブレース

装着は許されない。

#### 3. 2-14 タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

1. 使用タイヤは下記記載のタイヤに限定する。※スペックは問わない。

ダンロップ SP SPORT 85-R または、DIREZZA 87R 双方共に使用できるサイズは、185/60R15とする。

2. 使用ホイールリム幅は5J(JJ)、5.5J(JJ)、6J(JJ)、6.5J(JJ)のみ許され、フロントおよびリヤは同サイズ(インセットは含まず)のホイールとする。
3. 競技中に使用できるタイヤは5本とする。上記サイズのスペアタイヤを、常に参加車両に搭載すること。スペアタイヤは確実に固定すること。
4. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
5. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
6. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
7. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。
8. タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。
9. タイヤは加工しないこと。
10. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。
11. ホイールスペーサーの使用は許されない。
12. 使用するタイヤパターンは4輪同一の物とし、スペアタイヤも同一であること。※スペックの違いは許される。

### 3.3 車体

#### 3.3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、および性能向上が目的と判断されないもの限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバックの展開の妨げになったりしないこと。

#### 3.3-2 自動車登録番号票(車両番号票)

移設することは許されない。

#### 3.3-3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

#### 3.3-4 フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3.3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

#### 3.3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(加工については3.3-7の場合を除く)

#### 3.3-7 前部霧灯

装着する際は、JAF国内競技車両規則第2編第3章10.2.2に従うこと。

#### 3.3-8 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

#### 3.3-9 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3.3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

#### 3.3-11 アンダーガード

T.V.C.認定部品に限り装着が許される。

品番:51430-NP900<エンジンアンダーガード>

品番:77266-NP900<フューエルチューブプロテクタ>

品番:77108-NP900<フューエルタンクプロテクタ>

尚、エンジンアンダーガード横にエンジンルーム内への小石や泥等の侵入を防ぐ目的で、カバーの取り付けが許される。(カバーは最小限の加工により取り付ける事)

#### 3.3-12 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

#### 3.3-13 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

#### 3.3-14 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバック展開の妨げになったりしないこと。

### 3. 3-15 座席

変更する場合は、JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

### 3. 3-16 変速レバーおよびシフトノブ

ホルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3. 3-17 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3. 3-18 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3. 3-19 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3. 3-20 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3. 3-21 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアカーペット
2. ロールバー装着にともなう、最小限の内装切除。

アバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3. 3-22 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-2 クラス3, 4, 5(SCP10)車両規定

### 1. 定義

**指定部品**—T.V.C.で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

**認定部品**—T.V.C.で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。(ロールケージを除く)

※T.V.C.で認められた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

### 2. 安全規定

#### 2-1 ロールゲージ

T.V.C.指定部品ロールケージを使用しなくてはならない。かつドアバーの装着が義務付けられる。2名乗車タイプのロールゲージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。なお、乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

品番:66510-NP100<2名乗車タイプ>

品番:66510-NP110<5名乗車タイプ>

#### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

#### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

#### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

#### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

三角反射表示板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A4サイズボード各2枚

#### 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健全者は使用しないこと。

### 3. 改造規定

参加車両は、JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RB車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(T.V.Cで認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

### 3. 1 エンジンおよび補機

#### 3. 1-1 エンジン本体

国内で販売されているSCP10用純正部品に限り使用が許される。純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工は許されない。

#### 3. 1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 3. 1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 3. 1-4 エンジンマウント

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:12305-NP100(エンジンマウントRH)

品番:12305-NP101(エンジンマウントRH)

品番:12371-NP100(エンジンマウントRR)

品番:12372-NP100(エンジンマウントLH)

#### 3. 1-5 ラジエターファン

変更および取り外しは許されない。

#### 3. 1-6 ラジエター

変更および取り付け位置の変更は許されない。キャップ圧力の変更に限り許される。

#### 3. 1-7 ラジエター配管

リザーバータンクの変更は許されない。ラジエターホース類の変更、水温の計測を目的とした温度センサー取り付けのための追加加工は許される。

#### 3. 1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 3. 1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

#### 3. 1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

#### 3. 1-12 オイルパン

油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための追加加工は許される。

#### 3. 1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズはB19R、B24R(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

#### 3. 1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-15 E.C.U.

追加及び加工・変更等の改造は許されない。

#### 3. 1-16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

#### 3. 1-17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-18 吸気・排気マニホールド

修正加工は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことは許されない。

#### 3. 1-19 エアクリーナー

エレメントに限り、T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS155-00004(17801-NP100)(スポーツエアフィルター)

エアクリーナーケース、配管の変更および改造は許されない。

#### 3. 1-20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りT.V.C.認定部品への変更が許される。



品番:17400-NP100(ハイレスポンスマフラーVer. S)

2002年1月以降の車両にそれ以前の排気系部品を装着する場合、O2センサーのコネクターを交換することが許される。

### 3. 1-21 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

### 3. 2. シャシー

#### 3. 2-1 全長および前幅

変更は許されない。

#### 3. 2-2 ブッシュ類

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:45517-NP100(ステアリングラックグロメットLH、PS有り)

品番:45517-NP110(ステアリングラックグロメットLH、PS無し)

品番:48609-NP101(フロントアッパーサポート)

品番:48654-NP100(フロントロワーアームブッシュ、03年5月まで)

品番:48654-NP110または48654-NP900(フロントロワーアームブッシュ、03年5月以降)

品番:48655-NP100(フロントロワーアームブッシュNo. 2)

品番:48750-NP100(リヤアッパーサポートASSY)

品番:48755-NP100(リヤアッパーサポート)

品番:48725-NP100(リヤサスペンションアームブッシュ)

品番:48726-NP100(リヤサスペンションアームシート)

品番:48815-NP100(フロントスタビライザーブッシュ)

品番:48817-NP100(フロントスタビライザークッション)

#### 3. 2-3 スプリング

T.V.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:48131-NP120(フロントコイルスプリング)

品番:48231-NP130(リヤコイルスプリング)

#### 3. 2-4 クラッチ

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-NP100(クラッチカバー)

品番:31250-NP100(スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-NP110(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:90947-NP100(ダイレクトクラッチライン、99年8月以降)

#### 3. 2-5 トランスアクスル

変速比(ファイナルギヤを含み)を含み一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 2-6 ディファレンシャル

L.S.D.ボルトオンでの取り付けに限り許される。

#### 3. 2-7 制動装置

ボルトオンにて装着が可能なパッドおよびホースに限り変更が許される。それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

#### 3. 2-8 操作装置

ペダルパッドの変更および装着することは許される。

#### 3. 2-9 ショックアブソーバー

T.V.C.認定部品への変更が許される。

品番:48510-NP110(フロントショックアブソーバー)

品番:48531-NP110(リヤショックアブソーバー)

#### 3. 2-10 フロントスタビライザー

変更する事ができるが、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、取り外す事は許されない。

#### 3. 2-11 リヤスタビライザー

同一車両型式に設定されているものに限り、アクスルビームASSYで変更することが許される。加工及び取り外しは許されない。

#### 3. 2-12 アッパータワーバー

アッパータワーバーフロントについてのみ、下記の部品または左右のサスペンションサポート取り付けナットを使用した取り付けを行うものに限る、取り付けが許される。

品番:53607-NP101(フロントタワーバー)

### 3. 2-13 ロワブレース

T.V.C.認定部品の取り付けに限り許される。

品番:51503-NP100(リヤサスペンションメンバーブレース)

### 3. 2-14 タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

1. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。

ダンロップ SP SPORT 85-R サイズ:175/65R14 ※スペックは問わない。

2. 使用ホイールリム幅は5J(JJ)、5.5J(JJ)、6J(JJ)、のみ許され、フロント及びリヤは同サイズ(オフセット含まず)のホイールとする。

3. 競技中に使用できるタイヤは5本とする。上記サイズのスペアタイヤを、常に参加車両に搭載すること。スペアタイヤは確実に固定すること。

4. ホイールオフセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。

5. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。

6. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。

7. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

8. タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

9. タイヤは加工しないこと。

10. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

11. ホイールスペーサーの使用は許されない。

### 3. 3車体

#### 3. 3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、および性能向上が目的と判断されないものに限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバックの展開の妨げになったりしないこと。

#### 3. 3-2 自動車登録番号票(車両番号票)

移設することは許されない。

#### 3. 3-3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品および純正オプション部品に限り装着が許される。

#### 3. 3-4 フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3. 3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。(加工については3.3-7の場合を除く)

#### 3. 3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(加工については3.3-7の場合を除く)

#### 3. 3-7 前部霧灯

装着する際は、JAF国内競技車両規則第2編第3章10.2.2に従うこと。

#### 3. 3-8 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

#### 3. 3-9 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3. 3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工、リヤ側のインナーフェンダーの取り外しは許される。

#### 3. 3-11 アンダーガード

T.V.C.認定部品に限り装着が許される。

〈エンジンアンダーガード〉

品番:51430-NP100(エンジンアンダーガード)

品番:51430-NP110(エンジンアンダーガード)

〈パイピングガード〉

品番:77266-NP100(フューエルチューブプロテクタ)

品番:77266-NP110(フューエルチューブプロテクタ)

〈フューエルタンクガード〉

品番:77108-NP100(フューエルタンクプロテクタ)

品番:77108-NP110(フューエルタンクプロテクタ)

#### 3. 3-12 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

### 3.3-13 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 3.3-14 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバック展開の妨げになったりしないこと。

### 3.3-15 座席

変更する場合は、JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

### 3.3-16 変速レバーおよびシフトノブ

ホルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3.3-17 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-18 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-19 ステアリング

純正オプション品またはT.V.C.認定部品に限り変更が許される。

品番:45100-SP060-##(SRSエアバッグスポーツステアリングホイール)

純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3.3-20 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3.3-21 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアカーペット

2. ロールバー装着にともなう、最小限の内装切除。

エアバッグ、E.C.U.およびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3.3-22 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-3 クラス6,7車両規定

2011年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両もしくは、2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両でトヨタ車限定とする。

### 3.1 タイヤ

使用タイヤはクラス1～5で指定された、住友ゴム工業製ラリータイヤあるいは、DIREZZAブランドのラリータイヤとする。尚、サイズに関しては、参加する車両(RJ・RF・RB)のそれぞれの規定に準ずるサイズにて参加が可能。(指定なし)

## 第14条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更、改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものであり、本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

## 第15条 安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会より、リタイヤが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。参加者がキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーが準備するキャリアカーにて搬送する。(キャリアカー費用は参加者負担)また、移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日以内にて終了するものとする。

## 競技規定

## 第16条 参加者の遵守事項

1. 参加者は、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両及び歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
6. 登録した乗員以外は乗車してはならない。

7. リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。また、ゼッケン、ラリー競技会之証及びその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
8. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着しサイドウインドウを開けて走行すること。
9. 競技クルーの安全
  - 9.1 SSで競技車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所と停車した競技車両の直前に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。
  - 9.2 救急医療措置が必要な負傷を負っている場合は“SOS”ボードを明瞭に提示し、後続車を速やかに停止させること。
  - 9.3 救急医療措置が必要な負傷を負っていない場合は、“OK”ボードを少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者があれば、それらに対しても同様に提示すること。

## 第17条 車両検査

1. すべての車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
2. 規定の時間内に車両検査に合格しない車両は、例外なくスタートすることは許されない。
3. ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
4. 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
5. 第17条3および4において、技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、すべて参加者の用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
6. 必要に応じて車両保管を行う場合がある。その場合、車両保管場所への参加者およびその関係者の立ち入りは許されない。

## 第18条 ドライバースプリーフィング

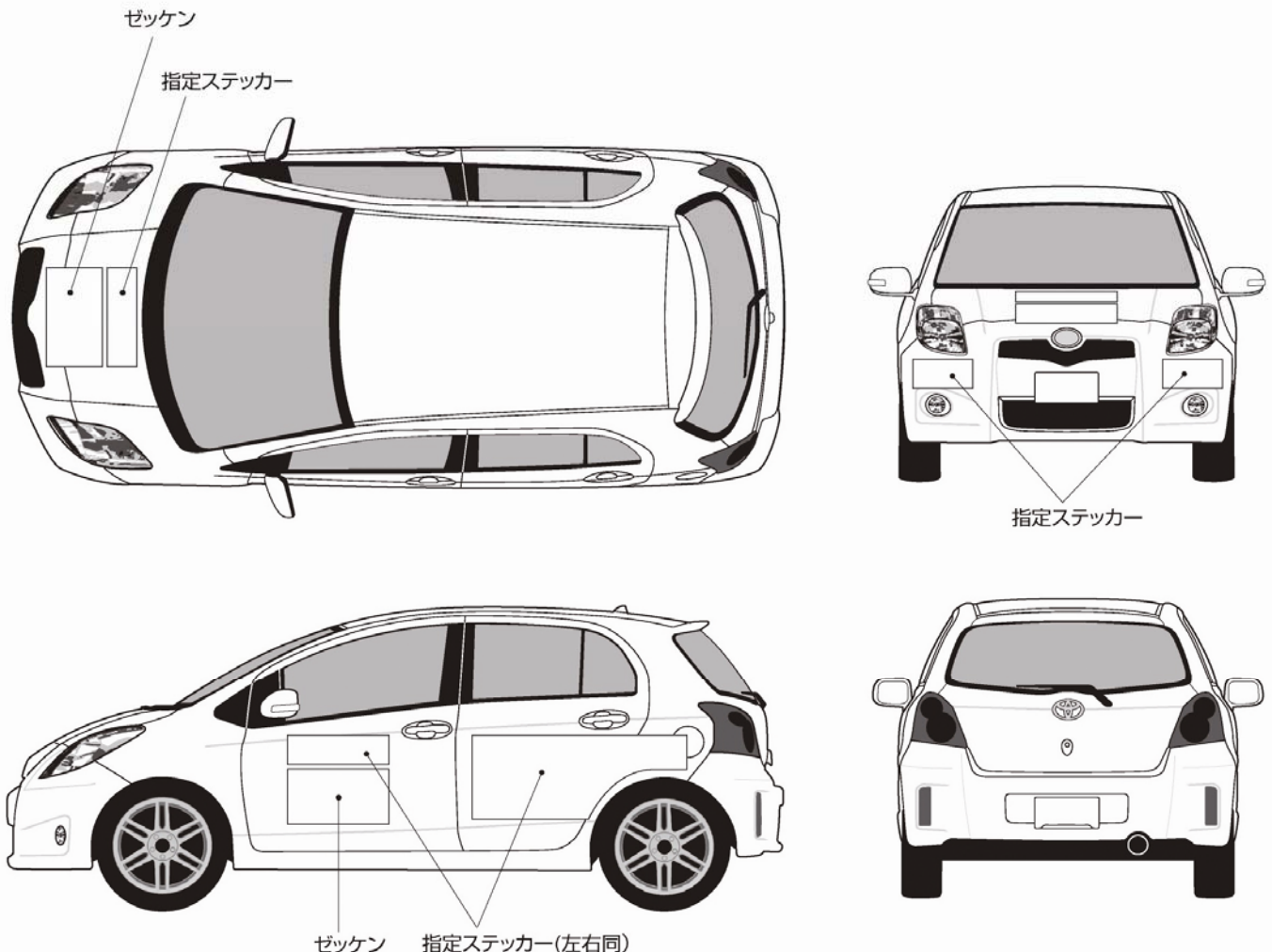
1. ドライバースプリーフィングは、スタート会場で行う。
2. チームキャプテンもしくはその代理人は、ドライバースプリーフィングに参加しなければならない。

## 第19条 ゼッケン・スポンサーマークの指定

スポンサーステッカー及びゼッケンは指定位置に貼付すること。

- ボンネット:ゼッケン、指定ステッカー
- リヤクォーターおよびリヤドア(両サイド):指定ステッカー
- リヤクォーターおよびリヤドア(両サイド):指定ステッカー
- 左右ドア:ゼッケン、指定ステッカー
- フロントバンパー(左右):指定ステッカー

※尚、これらのステッカーは、大会開催日に参加受付において参加者に直接配付することとする。



## 第20条 スタート

1. 各競技車両のスタートは原則として、1分間隔で1台ずつスタートする。
2. クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合、その遅れが15分以下であれば、クルーは実際のスタート時刻の記入を受けてスタートすることが認められる。

## 第21条 ルート及び指示事項

1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。またロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
2. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。

## 第22条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。タイムカードの提出及び記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
2. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
3. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。またその判定と指示に従わなければならない。

## 第23条 コントロールの手順と機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
  1. 1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。さらに約25m先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入った終了標識によって示される。
  1. 2 コントロールエリアはバルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
  1. 3 競技車両は、タイムカードへの記入等に必要時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
  1. 4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
  1. 5 すべてのコントロールは、最初の競技車両の通過予定時刻15分前から最終競技車両の15分後まで開設する。
  1. 6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
2. すべてのコントロールは本規則付則1に示す標識を使用する。
  2. 1 タイムコントロール:黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地のBの標識で示される。(終了標識)
  2. 2 スペシャルステージ:スタート地点は赤色地のCの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のDの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のDの標識で示される。さらにその先(100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地のBの標識で示される。
3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
  3. 1 チェックインの手順は、競技車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。
  3. 2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、常な低速で走行したりしてはならない。
  3. 3 実際の計時とタイムカードへの記入は、競技車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時のみ行うことができる。
  3. 4 コドライバは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
  3. 5 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
  3. 6 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
  3. 7 競技車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
  3. 8 目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
4. コントロールのスタート時刻
  4. 1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
  4. 2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
  4. 3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
    - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
    - ・約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
    - ・50~200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
    - ・25m先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
  4. 4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
  4. 5 その後、競技車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートのオフィシャルによってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
  4. 6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻と、続くロードセクションのスタート時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージのフィニッシュライン通過時刻の次の分とする。
5. リグラーピングのコントロール
  5. 1 リグラーピングエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した競技車両の時間間隔を詰めることである。そのため、停車

しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。

5. 2 リグルーピングのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。それから速やかに車両をパークフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。

5. 3 リグルーピングエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

6. スペシャルステージ

6. 1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は1/10秒まで計時し、成績に反映する。

6. 2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。

6. 3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。競技車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図にしたがってスタートすること。合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合は、失格とし安全な場所に速やかに移動される。

6. 4 スタートの合図は30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。

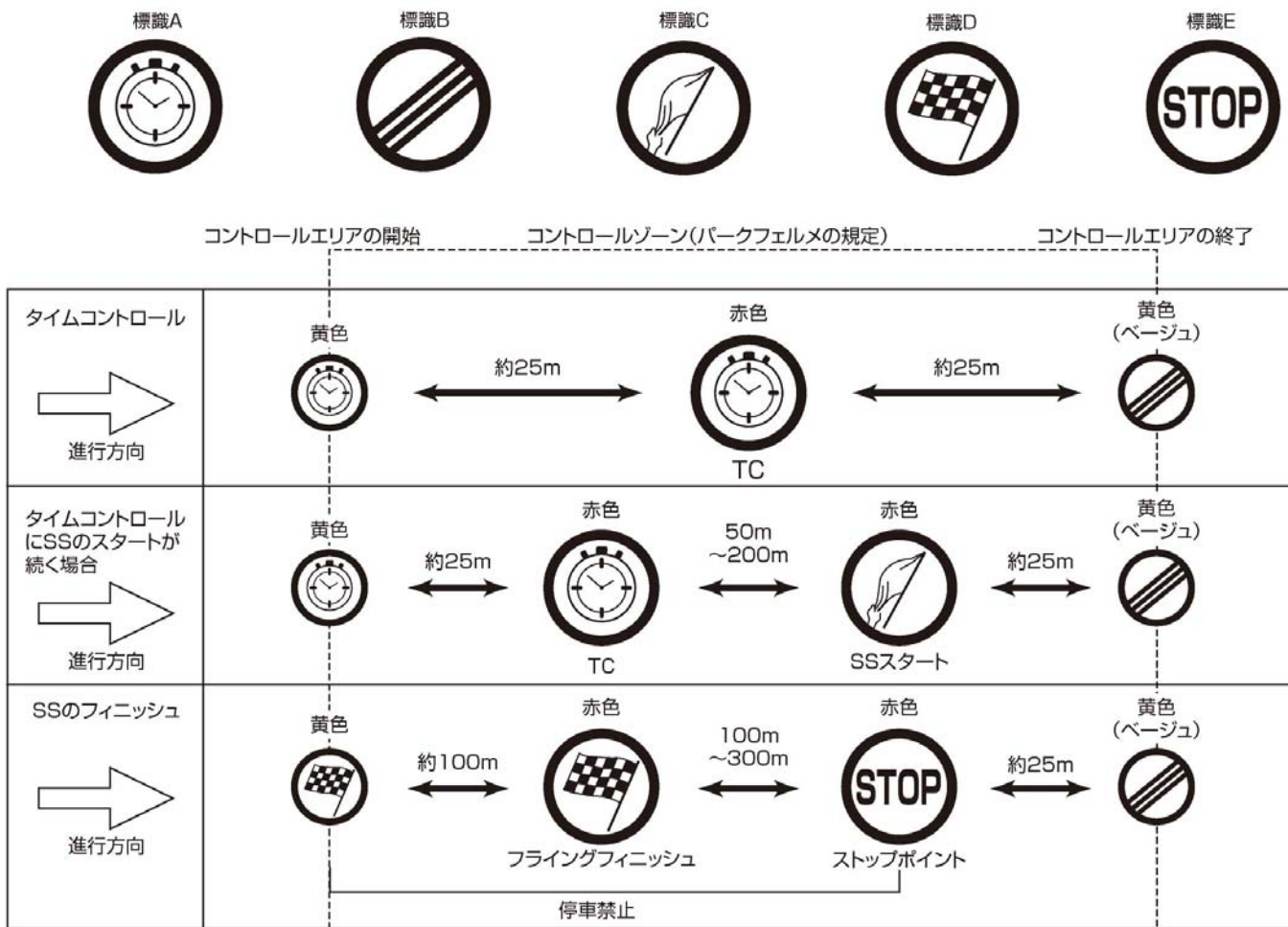
6. 5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。

6. 6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。

6. 7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。

6. 8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は1/10秒)の記入を受けること。

付則1 コントロールで使用される標識(サイン)の種別、使用方法



第24条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式標準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。

第25条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

第26条 罰則

本競技会には第28条失格規定に加え本規則付則2の表による罰則が適用される。



## 第27条 棄権

参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイア届けを持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

## 第28条 失格

参加者が以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイアの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則及び本規則(付則)ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第29条 競技打ち切り、中断と成立

1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切り及び特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

## 第30条 競技会の中止または延期

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮を行うことがある。また中止、再競技の場合の日時は、公式通知を以って公表する。この場合、参加料は返還する。

## 第31条 給油

競技中の参加車両への給油は、オーガナイザーが指定する給油所(場所)で行い、この場所以外の給油は禁止する。

## 第32条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両の乗員及びオーガナイザーに登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。
4. 整備作業にあたっては、他の交通及び作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
  - (1)タイヤの交換
  - (2)ランプ類のバルブの交換
  - (3)点火プラグの交換
  - (4)Vベルトの交換
  - (5)各部点検増締め
  - (6)上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目。
6. 整備作業実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

## 第33条 損害の補償

参加者は車両及び付属品が破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。参加者は、JAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者の負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

## 第34条 抗議

1. 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。但し、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき20,300円の抗議料を添えて、文書で競技長を経て競技会審査委員会に提出する。
3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
4. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
5. 競技に関するものは、フィニッシュ後30分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内になければ無効となる。また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後になければ無効となる。

## 第35条 賞典

<各大会賞典>

- クラス1(NCP91 オープンクラス) 1~6位 楯・副賞
- クラス2(NCP91 チャレンジクラス) 1~6位 楯・副賞
- クラス3(SCP10 オープンクラス) 1~6位 楯・副賞
- クラス4(SCP10 チャレンジクラス) 1~6位 楯・副賞
- クラス5(SCP10 学生対抗クラス) 1~3位 楯・副賞
- クラス6(トヨタ車 1600cc含む1600ccまでの車両) 1~6位 楯・副賞
- クラス7(トヨタ車 1601cc以上の車両) 1~6位 楯・副賞

※賞典は全てのクラスにおいて参加台数の30%までとする。(小数点以下は切り捨て)

※全てのクラスにおいて、各戦参加台数が2台に満たない場合、クラス不成立としてシリーズポイントの授与は行われない。

#### <シリーズ賞典>

1. ドライバー、コ・ドライバーに対してクラス5を除く各クラスとも、下記のようにシリーズポイントを与える。

順位	ポイント
1位	10
2位	8
3位	7
4位	6
5位	5
6位	4
7位	3
8位	2
完走	1

※クラス5においては、学校に対してポイントを授与され、1校で複数台の参加があった場合もシリーズポイントは複数台中の最上位ポイントのみ有効とする。(2台目以降の車両は、シリーズポイント無効となるが、各大会の権・副賞は授与される。その場合、下位の学校が繰り上がりとなり、繰り上がり後の順位のシリーズポイントを授与される。)

2. ポイントは全5戦中、参加した全戦を有効とする。

3. 同ポイントの場合は次の順で決定する。

(1)上位入賞回数の多い者

(2)出場回数の多い者

(3)早いRoundに上位入賞した者

4. クラス5を除く全てのクラス1～6位までのドライバー&コ・ドライバーに対し、個別にシリーズ賞典が授与される。

5. クラス5においては、学校単位での表彰とし、シリーズ1位～3位までの学校に対しシリーズ賞典が授与される。(ドライバー&コ・ドライバーに対しそれぞれの授与は行わない。)

6. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、シリーズ事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。

7. シリーズ表彰式は別に定めて行う。欠席の場合はシリーズトロフィー等のみ郵送され、副賞は授与されない。

### 第36条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

### 第37条 本規則の施行

本規則を2011年4月1日より施行する。